

給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 令和5年4月1日

加除（さしかえ）表

追録第23号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
第1部	P 16から17まで	1	P 16から17まで	1	P 15の次
第4部	P6-15からP6-16まで	1	P6-15からP6-16まで	1	P 6－14の次

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

(イ) メーター接続寸法 (口径 75～150mm)

a 寸法算出基準

- (a) 口径 75mm以上のメーター設置には、すべて逆止弁を設置する。
- (b) メーターのジョイント部は、空き状態としパッキン厚さは無視する。
- (c) 予備代は算出上の寸法である。

b 口径別横寸法表 (単位 mm)

口径	予備代 (a)	仕切弁 (j)	メーター (c)	逆止弁 (e)	フランジ伸縮継手 (k)	短管2号 (l)	両フランジ短管 (m)	予備代 (i)
75	100	240	630	240	150	700	500	150
100	100	250	750	290	150	700	500	150
150	100	280	1,000	410	150	700	400	150

c 接続別寸法表 (単位 mm)

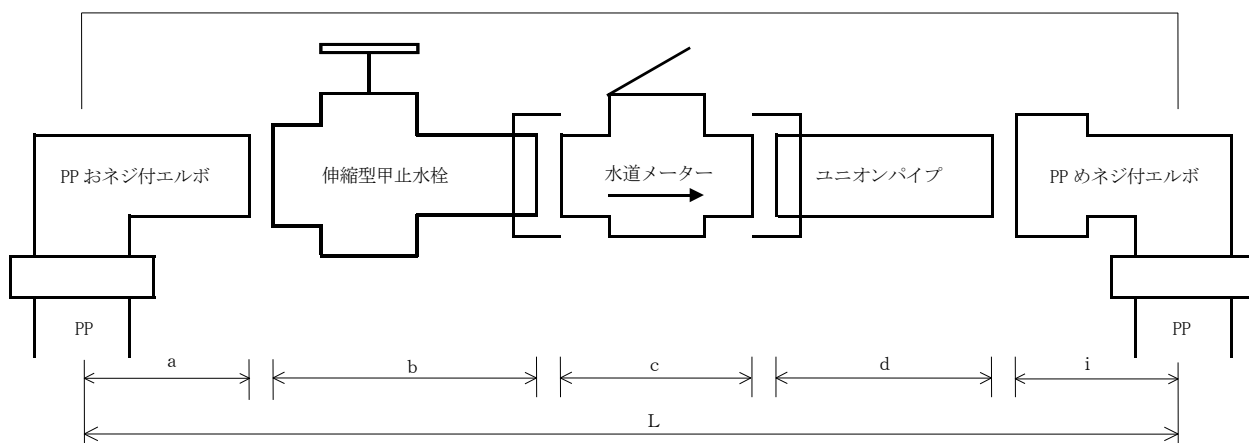
口径	メーター・逆止弁設置		逆止弁のみ設置	
	L = a + j + c + e + i (150mmは、jなし)	伸縮継手 短管2号	L = a + j + e + k + i	
			L = a + j + e + l + i	
75	1,360	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	880	2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。
			1,430	
100	1,540	〃	940	〃
			1,490	
150	1,660	1・2次側の仕切弁は、ボックス外に設置する。	1,090	〃
			1,640	

※ 口径 75mm以上の逆止弁は、JISスイング式フランジ型とする。(水道用規格でないためフランジ穴指定が必要)

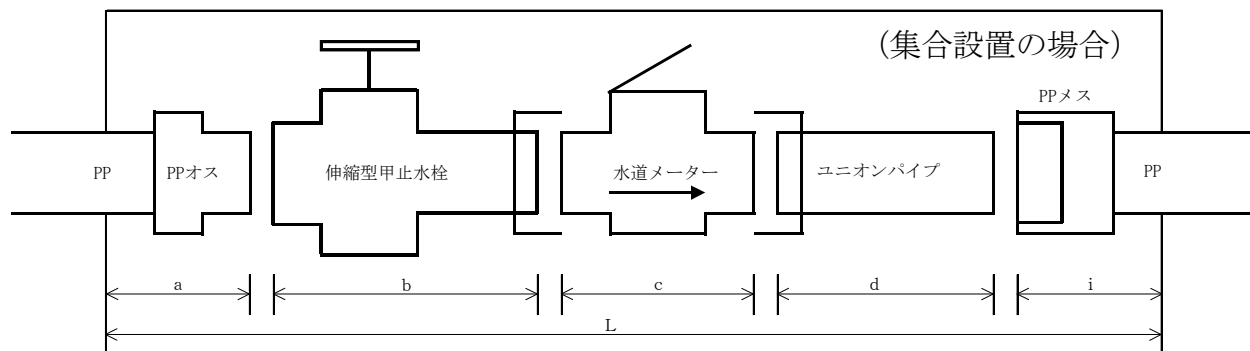
※ 口径 75mm以上の一次側仕切弁は、水道用ダクタイトル鋳鉄仕切弁(ショート形)とする。(JWWA B 122)

オ メーターおよび逆止弁設置配管標準図 (埋設屋外設置)

(ア) 口径 13mm～25mm 1～2階直結のメーター設置配管 (伸縮型甲止水栓は、内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。)

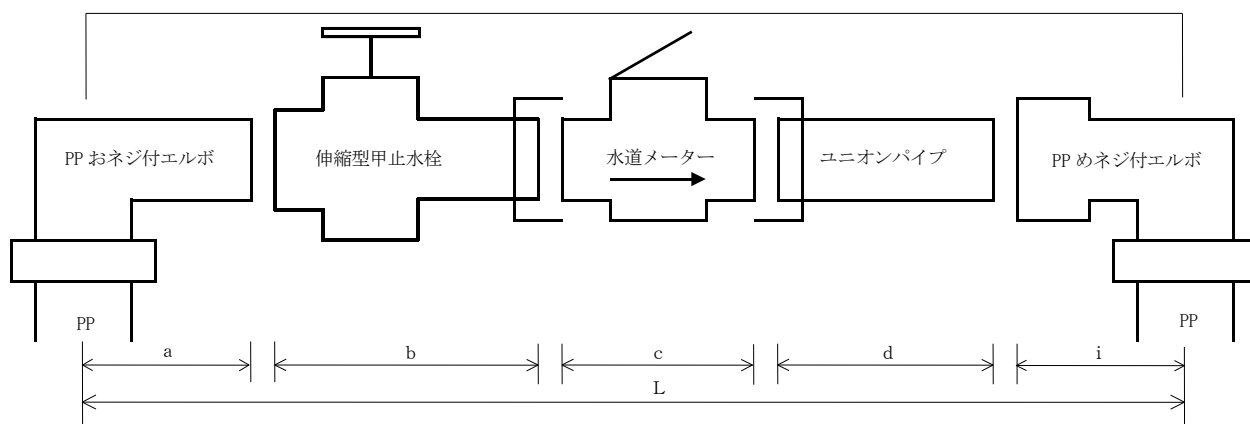


(イ) 口径13mm～40mm 1～2階直結のメーター設置配管（B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

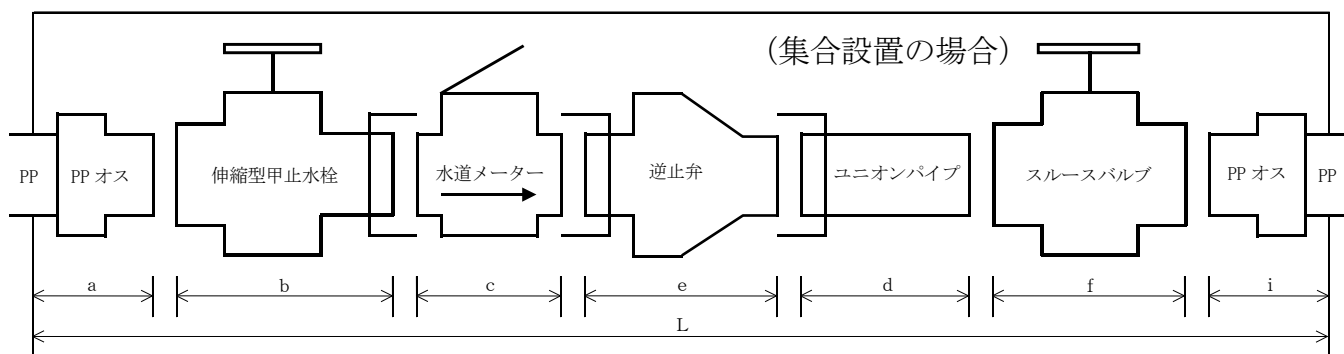


(ウ) 口径20mm～25mm 3階直結のメーター設置配管（伸縮型甲止水栓は内ネジ型を使用し鳥居型配管とする。なお、B型ボックスを使用し集合設置する場合は、直線型配管とする。）

((イ)参照)



(エ) 口径20mm～25mm 4～5階直結のメーターと逆止弁の設置配管（逆止弁は、ユニオン付平行外ネジ型とする。）



処 分 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

企業局長

印

函館市水道事業給水条例施行規程第14条の4の規定により、次のとおり処分を決定したので、函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

1 違反行為に対する処分

指定の取消し

指定の効力の停止

〔 ただし、 年 月 日から
年 月 日まで 〕

2 処分の理由

3 処分年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市公営企業管理者企業局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(函館市公営企業管理者企業局長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

警 告 通 知 書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長 印

水道法，函館市水道事業給水条例および同施行規程に違反する行為があったので，
函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定に
より通知します。

なお，今後はこのような違反行為がないように，関係法令等を遵守の上，適正に業
務を行うよう十分注意されたい。

1 違反行為に対する措置 文書警告

2 違反項目

3 措置年月日 年 月 日

給水装置工事に係る取扱指針

発行 函館市企業局上下水道部

〒040-0053 函館市末広町5番14号

TEL (0138) 27-8742

令和5年4月1日
